

安全・安心なまちづくりを  
目指す防災体制に関する

## 政策提案

平成29年9月

浦幌町議会

## 目 次

I	はじめに	1
II	政策提案事項	2
1	自主防災組織の育成等	2
	（1）自主防災組織設置の推進	
	（2）防災資機材等の整備	
	（3）避難行動要支援者の救助活動	
2	防災訓練	3
	（1）訓練の推進とマニュアルの充実	
3	防災知識の普及・啓発	4
	（1）普及方法及び普及事項	
4	避難行動要支援者対策	4
	（1）安全対策・援助活動	
5	職員・庁内体制	4
	（1）職員初動体制の充実	
	（2）町職員に対する防災知識の普及・啓発	
	（3）庁内体制の充実	
6	被災建築物の応急危険度判定	5
	（1）応急危険度判定士の養成	
7	耐震改修促進計画の推進	5
	（1）耐震化に向けた事業の推進	
8	災害情報等の収集・伝達	6
	（1）連絡体制・通報手段の確保・通信施設の整備	
9	避難対策	6
	（1）避難路・避難経路	
	（2）避難所・避難場所	
	（3）防疫対策	
10	水防計画	7
	（1）水防危険区域の指定・水防活動・水防訓練	
11	その他	7
	防災基本条例（議会案）	8

## I はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、防災体制のあり方や防災計画の見直しがされ、さらに昨年の台風による河川の氾濫など、災害に対する備えが喫緊の課題となっています。

議会はこれまで、平成25年5月に総務文教厚生常任委員会の所管事務調査で「地域防災計画について」と、整備された避難場所、避難階段、行政無線の設置箇所などを産業建設常任委員会との合同常任委員会で現地調査を実施。平成27年10月に総務文教厚生常任委員会の所管事務調査で広尾町を訪問し、「自主防災組織と防災体制」の行政視察を行いました。また、平成28年5月に合同常任委員会の行政視察として、宮城県石巻市を訪問し、「東日本大震災における被害状況・現状・復興への取り組み」について調査を行ってきました。

これまで実施してきた調査結果を踏まえ、今後の浦幌町の防災体制の参考にするため、今年4月から合同委員会協議会及び各委員会協議会を開催し、地域防災計画の研鑽、課題・問題点の抽出、行政視察で得た情報の比較検討を重ねる中で、合同による常任委員会の所管事務調査を行うことを決定し、7月24日、8月10日の合同常任委員会の所管事務調査となりました。

所管事務調査の終了後、議会だよりやまちなかカフェDE議会を通じて防災に関するアンケート調査を実施し、町民の意見や考えを反映しながら、議会全体として「浦幌町の防災体制」についての政策提案に向けて協議・検討してきたところですが、町と議会がともにそれぞれの権限において議論を重ね「安全・安心なまちづくりを目指す防災体制」が必要なことから政策提案書を作成しましたので、今後の浦幌町の防災体制施策に反映していただきますよう強く要望いたします。

## Ⅱ 政策提案事項

### 1 自主防災組織の育成等

#### (1) 自主防災組織設置の推進

防災・減災の基本は「自助・共助・公助」であり、災害から一人でも多くの命を守るためには、町民が「自らの命は自ら守る＝【自助】」と「互いに助け合い命を守る＝【共助】」を高めることが不可欠であり、これらが力を発揮するためには、町が平常時から防災意識の向上と体制整備を強化させ、自助、共助を支援する【公助】が重要である。

- ①町自らが地域防災計画を基本に、自主防災組織づくり、育成を推進するため、具体的な目標を設定し、組織づくりに努められたい。
- ②自主防災組織設置に向けて、きっかけづくりが必要なことから、防災基本条例の制定を掲げ、町民参加と意見反映をする中で、町民意識の高揚を図りながら、組織化に努められたい。  
【防災基本条例】議会条例案を参考に制定されたい。
- ③自主防災組織の新設にあたっては、笑顔輝く地域づくり支援事業補助金の活用も可能としているが、自主防災組織の育成・強化と防災に係る継続した施策として、資機材等も含めた補助金の新設について、地域住民と協議する中で検討されたい。

#### (2) 防災資機材等の整備

災害時の被害を最小限に抑えるためには、地域住民による組織的な協力、防災活動が極めて重要な役割を果たすもので、応急活動や避難行動等を円滑に行うため、日頃から組織として必要な資機材等の整備が必要である。

- ①自主防災組織の育成及び機能強化を促進するため、自主防災組織機能強化補助金（仮称）の新設に努められたい。
- ②自主防災組織が行う防災資機材購入、防災倉庫設置、食糧備蓄購入、防災訓練費、防災士養成講座受講費などを補助対象とするよう検討されたい。
- ③補助金の新設検討にあたっては、(1)②を進める中で、町民意見の反映をするよう努められたい。

### (3) 避難行動要支援者の救助活動

避難行動要支援者の保護、安全確保については、民生（児童）委員との連携による自主防災組織の活動、協力を基本として実施するとしているが、平常時から要支援者と避難支援者との信頼関係や地域による避難支援が不可欠である。連携・情報共有・災害時の支援などが迅速に対応できる体制整備が重要である。

- ①平常時から民生（児童）委員と連携が重要であるが、自主防災組織における民生（児童）委員の役割などを明確化し、それぞれがどのような救助活動ができるのか体制整備に努められたい。

## 2 防災訓練

### (1) 訓練の推進とマニュアルの充実

大規模災害が起こった場合、町や消防署、警察、防災関係機関は総力で活動に取り組むが、同時多発的に通報などが入り、道路の破損・ライフラインの遮断などさまざまな要因で迅速な救出救助活動が行えない状況になる場合がある。災害の規模が大きくなればなるほど、「自助（自分の身は自分で守る）・共助（力を合わせて助け合い、自分たちのまちを守る）」が重要となり、平常時から地域での協力態勢や訓練の積み重ねにより培った経験などが重要である。

- ①防災訓練の目的として、「災害の基礎知識を得る」「地域における個々の役割を理解する」「防災資機材の習得」「避難場所の確認や避難経路の確認」などがある。また、その地域のことやどんな人がいるのかを知ることで、自助・共助のための大きな一歩となる絶好の機会となるため、様々な事態を想定した訓練の実施に努められたい。
- ②図上訓練の実施や訓練結果等を通じて、災害時に想定される事態への対応シナリオの充実と救助・救急・通信・輸送等の分野ごとに横断的に活用できる機能的マニュアルの作成などに努められたい。
- ③防災関係機関、自主防災組織、ボランティア団体及び地域住民などと連携した訓練の実施に努められたい。

### 3 防災知識の普及・啓発

#### (1) 普及方法及び普及事項

災害時の減災を図るためには、防災対策に関する正しい知識と行動力が不可欠である。また、災害時の応急活動や避難行動等を実効性のあるものとするためには、町職員をはじめ、防災関係機関の職員、町民、企業など広範な人々に防災知識を普及する必要がある。

- ①地域防災計画の普及方法及び普及事項により、様々な媒体や機会を通じて、計画的かつ効果的な防災知識の普及、意識の向上に努められたい。

### 4 避難行動要支援者対策

#### (1) 安全対策・援助活動

地域の特性や実情を踏まえつつ、災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守るという重要な目標を達成するため、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが必要となる。

- ①GIS機能による要支援者情報等の情報管理の推進及び活用マニュアルの整備を検討し、その有効活用を図られたい。
- ②災害時に、避難行動要支援者名簿による避難支援が迅速に行われるためには、さらに具体的な個別計画の策定と活用マニュアルの整備に努められたい。
- ③平常時から要支援者と避難支援者との信頼関係や地域による避難支援が不可欠であるため、連携・情報共有・災害時の支援など、迅速に対応できる体制整備に努められたい。

### 5 職員・庁内体制

#### (1) 職員初動体制の充実

災害発生直前及び災害発生直後における職員の迅速かつ的確な初動災害対策活動を推進するため、「災害時初動マニュアル」による防災体制が重要である。

- ①マニュアルに従った図上訓練や職員研修会を実施し、結果に応じた災害時に想定される事態への対応シナリオの充実や意識高揚に努められたい。

## (2) 町職員に対する防災知識の普及・啓発

災害を予防し、その拡大を防止するために、職員に対して研修を行うとともに防災知識の普及・啓発が重要である。

- ① 平常時より各所属所や管理職員間などで意見交換の場を設け、役割分担の確認や情報共有・課題問題点の抽出など、災害発生時に適切な対応ができるよう、さらなる連携強化に努められたい。
- ② さらに研修会・講演会の開催、訓練の実施、防災知識の普及・啓発に努められたい。

## (3) 庁内体制の充実

災害時における町の果たすべき役割は、地域並びに町民の生命、身体、財産を災害から保護するために、関係機関や関係団体の協力を得て、防災に関する計画を法令等に基づいて実施することと併せて、町としての役割を十分発揮できる体制の確保が求められる。

- ① 災害対策に迅速かつ的確に対応するため、災害対策本部における指揮命令系統と各所属所の対策業務が円滑に行われるよう災害時に想定される事態への対応シナリオの充実や体制整備に努められたい。
- ② 平常時から各所属所内での対策業務などの確認や体制整備に努められたい。

## 6 被災建築物の応急危険度判定

### (1) 応急危険度判定士の養成

早急に建造物の応急危険度判定を実施する必要がある場合、判定作業には建築構造の専門家による協力が不可欠である。

- ① 応急危険度判定士の養成に向けた取り組みに努められたい。

## 7 耐震改修促進計画の推進

### (1) 耐震化に向けた事業の推進

耐震改修促進計画に基づき、住宅建築物等の耐震化の推進や橋梁点検結果を踏まえた耐震化等について、関係機関などへの要請が重要である。

- ① 耐震化に係る制度の周知や今後の制度のあり方について調査・研究に努められたい。
- ② 町道に関わる橋梁等の整備事業の推進にさらに努められたい。

## 8 災害情報等の収集・伝達

### (1) 連絡体制・通報手段の確保・通信施設の整備

それぞれが有する情報組織、通信施設等を活用し、迅速かつ的確な災害情報を収集し、共有・伝達することが重要である。

- ①さらなる衛星電話・職員用携帯電話や通信施設などの整備や新たな情報収集・発信手段の検討に努められたい。

## 9 避難対策

### (1) 避難路・避難経路

避難路・避難経路の安全性が重要である。

- ①橋梁の取り付け強化対策に今後とも努められたい。
- ②避難路・避難経路の安全確保と複数の避難路・避難経路などの整備を検討するよう調査・研究に努められたい。

### (2) 避難所・避難場所

避難所・避難場所は、災害時に町民の生命と生活の場を確保する重要な役割を果たす場所であり、その運営には特に配慮が必要である。

- ①災害時には、避難所の運営が重要となることから、避難所運営マニュアルの作成に努められたい。また、マニュアルの作成にあたっては、地域住民との協議・意見反映をする中で、各地域の実情に沿った運営となるよう努められたい。
- ②長期にわたる避難所生活は、時には生命の危険な状態に陥ることもあるため、非常用電源の確保、非常食・非常用物資の十分な備蓄、簡易トイレの確保などやプライバシーへの配慮、高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦等災害時要救護者に配慮した環境整備に努められたい。
- ③避難所・避難場所の情報収集・発信のため、Wi-Fi(ワイハイ)環境の整備に努められたい。

### (3) 防疫対策

避難所・避難場所では、防疫対策が重要である。

- ①避難所・避難場所での防疫対策として、消毒液などの防疫資機材等の備蓄などに努められたい。



## 10 水防計画

### (1) 水防危険区域の指定・水防活動・水防訓練

昨年の台風・大雨による河川の氾濫などを例に、近年の台風・ゲリラ豪雨・洪水・土砂災害・落雷・竜巻が多発している。事前に情報を得ることで被害を軽減できることもあることから、その対策は重要である。

- ①避難所・避難場所が洪水浸水想定区域内の場合の避難行動等の対応、ハザードマップの見直し、情報共有・伝達の確認、水防訓練の実施などに努められたい。

## 11 その他

このほか、7月24日開催の総務文教厚生常任委員会・産業建設常任委員会合同所管事務調査の質疑及び検討事項についても改善に向けて努められたい。

## 浦幌町安心・安全のための防災基本条例

町を包む豊かな自然、きれいな水と空気、積雪寒冷の自然環境のもと、太平洋をのぞむ十勝浦幌町に暮らす私たちは、その地理的条件等により、地震、津波、暴風、豪雨、豪雪等の様々な災害に見舞われ、大きな被害を受けてきました。

町内に多大な被害をもたらした昭和27年の十勝沖地震、平成5年の釧路沖地震、平成15年の十勝沖地震等は、町民の記憶に深く刻まれている。

さらに、平成23年3月11日の東日本大震災は、想定をはるかに超えた巨大な津波等により我が国に甚大な被害をもたらし、私たちは、災害の脅威を改めて思い知らされた。

このような多様な災害に対応するために、これまで防災対策の充実強化に努めてきた。しかし、近年の大規模地震等への対応から得られた教訓として、被害を最小限に止めるためには、町民が日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、町民及び事業者が自らの身を自らで守るという自助、地域の住民や事業者が互いに助け合い、守り合うという共助及び町、北海道、国等が行う公助が連携して、対策に取り組む必要がある。

このため、私たちは、町民が安心して暮らせるよう、それぞれの責務に応じた防災のための行動に努め、共に力を合わせて防災対策を推進し、地域の特性に応じた災害に強いまちづくりに取り組むとともに、災害から多くのいのちを守ることを願い、町民の総意としてこの条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、防災・減災の推進に関する基本理念並びに町民、事業者及び町の責務を明らかにすることにより、町民、事業者及び町が強固に連携して災害に備える体制の構築を図り、もって災害に強く誰もが安心して暮らすことのできるまちの実現に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「法」という。）

第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

(2) 防災・減災 災害を未然に防止すること、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐこと、及び災害による被害を最小限にとどめることをいう。

(3) 自主防災組織 法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。

#### (基本理念)

第3条 防災・減災は、次に掲げる事項を基本理念として、町民、事業者及び町が連携し、その強化及び充実を図らなければならない。

- (1) 町民、事業者が自らのことは自らが守るという防災・減災の基礎となる自助の理念
- (2) 自助を支え、町民及び事業者が地域において互いに助け合うという共助の理念
- (3) 自助及び共助を支え、行政が町民及び事業者の安全を確保するという公助の理念

(浦幌町地域防災計画におけるこの条例の尊重)

第4条 浦幌町防災会議（法第16条第1項により町に設置された防災会議をいう。）は、法第42条第1項の規定により浦幌町地域防災計画を策定し、又は修正するときは、前条の基本理念を尊重し、反映させなければならない。

## 第2章 自助

(町民の自助)

第5条 町民は、次に掲げる事項を実施することにより災害に備え、自らの安全の確保に努めなければならない。

- (1) 居住する地域の危険性をハザードマップ（災害の範囲、程度の予測を示す地図で町が作成したものをいう。以下同じ。）その他の手段により把握すること。
- (2) 居住し、又は使用する建築物の耐震化（地震に対する安全性の向上を目的とする整備をいう。以下同じ。）を講ずるとともに、家具等に転倒を防止する措置を施す等により、生活空間の安全を確保すること。
- (3) 災害時における出火の防止のため火気使用設備に転倒を防止する措置を施す等の措置を講ずること。
- (4) 防災訓練及び防災に関する講習会等に積極的に参加し、防災・減災に関する知識を日頃から習得すること。
- (5) 災害時の避難経路、避難場所、家族との連絡方法等の避難行動に必要な情報を日頃から収集し、実地に確認すること。
- (6) 災害時に必要となる飲料水、食料、燃料等その他生活を維持するための物資を備蓄しておくこと。
- (7) 災害時に必要となる資機材及び非常持出品等を準備しておくこと。

(事業者の自助)

第6条 事業者は、その社会的責任を自覚し、次に掲げる事項を実施することにより、従業員及び施設利用者の安全の確保に努めなければならない。

- (1) その管理する建築物の耐震化を講ずるとともに、設備、資機材等に転倒を防止する措置を施す等により、事業所内における災害時の安全を確保すること。
- (2) 災害時に必要となる資機材等を備蓄すること。
- (3) 事業所内に防災組織を編成し、従業員に対する防災訓練、防災教育を実施すること。

- (4) 避難経路、避難場所、避難マニュアルその他の災害時における避難行動に必要な事項を定めておくこと。
- (5) 従業員又は施設利用者の帰宅が困難となった場合の滞在場所の確保及び滞在者のために必要となる飲料水、食料、燃料等の物資を備蓄しておくこと。
- (6) 事業所内の危険物について、災害時における安全な管理方法を検討し、整備しておくこと。

(自主避難等)

第7条 町民及び事業者は、災害による被害の発生が予想される状況にあっては、情報の収集に努め、早期に自主的に避難する等自らの安全の確保のため必要な行動をとらなければならない。

- 2 町民及び事業者は、町その他の行政機関から避難準備情報の発表又は避難の勧告及び指示があった場合は、自らの安全の確保に配慮しつつ、速やかにこれに基づき行動するものとする。

### 第3章 共助

(町民の共助)

第8条 町民は、避難、負傷者の救護、被害拡大の防止等について相互に協力するよう努めなければならない。

- 2 町民は、前項の規定による協力のため、その居住する地域に自主防災組織があるときは、当該自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(事業者の共助)

第9条 事業者は、その存する地域の自主防災組織が行う活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、災害時においては、地域の自主防災組織、町民、事業者等と連携し、被災者に対する物資や施設の提供その他必要な支援・協力を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織)

第10条 自主防災組織は、地域における共助を担う基本的な組織として、その地域の町民、事業者等との協働による防災・減災のための活動の実施に努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、防災・減災のため、ハザードマップその他の手段によりその地域で発生する可能性のある災害の種類、規模、被害等を把握するとともに、これに基づき資機材の準備及び訓練の実施に努めるものとする。
- 3 自主防災組織は、平時からその地域に居住する避難行動要支援者（法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。以下同じ。）を把握するよう努めるとともに、災害時においては、避難行動要支援者の安全の確保、円滑な避難等のため必要な支援に努めるものとする。
- 4 自主防災組織は、町が実施する防災・減災に関する施策及び災害発生後の活動に協力するよう努めるものとする。

## 第4章 公助

### (町の責務)

第11条 町は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため総合的な防災・減災対策を立案する責務を有する。

2 町は、防災・減災に関する施策の立案及び実施に当たっては、町民、事業者、自主防災組織及び国、北海道、他の地方公共団体及びその他防災に関する機関と連携し、協力する体制を構築しなければならない。

3 町は、職員の防災・減災に関する能力の向上を図るため、職員に対する訓練、研修等を行わなければならない。

4 町は、災害が発生した場合における町民生活の安定を図るため、業務継続計画（災害が発生した場合において優先されるべき業務の継続及び通常業務の早期の再開を図るために必要な手段、体制等を定める計画をいう。以下同じ。）を作成するとともに、当該業務継続計画に係る訓練等を実施し、その実施状況を検証し、及び必要に応じ当該業務継続計画の見直しを行うよう努めなければならない。

5 町は、町民及び事業者が防災・減災への理解と関心を深め、自発的な活動につなげることができるよう、防災・減災に関する知識の普及及び啓発を行うとともに、町民、事業者及び自主防災組織の活動への支援に努めなければならない。

6 町は、災害の発生の予測又は発生した災害の状況に関する情報を収集し、町民及び事業者が災害に備え、又は対応するために必要な情報を適時適切に発信しなければならない。

### (議会の責務)

第12条 議会は、防災・減災に関する調査及び研究を継続して行い、町民及び事業者にとって必要な施策の検討に努め、必要に応じ、町の執行機関に対して提言を行うものとする。

2 議会は、防災・減災に関して、国、北海道等に対する働きかけを積極的に行い、防災・減災の推進に努めるものとする。

### (職員の責務)

第13条 職員は、平時から防災・減災に関する知識及び技術の習得に努めるとともに、その居住する地域における防災・減災に関する活動に積極的に参加するものとする。

2 職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、あらかじめ定められた体制により、速やかに、防災・減災のための業務に従事するものとする。

### 附 則

この条例は、平成〇年4月1日から施行する。